

台湾台北市における古蹟活用の 実体からみる近代建築の意味

中村遥

1. はじめに

東京都では再開発に伴う高層ビルの建設が後を絶たない。それと同様に、前川國男設計の東京海上日動ビルの解体(1974年竣工、2022年解体)や原美術館(1979年竣工、2021年移転)など多くの歴史ある建築物が東京から姿を消している。同じアジアにおいても韓国ソウル市や中国北京市・上海市、シンガポールなど多くの都市で高層化が進み、歴史建築を都心で見ること自体が珍しくなっている。

そうした現状の中で、竣工から100年ほどが経つ近代建築、ないしは植民地建築が都市部の景観を構成している都市がある。それが台湾台北市である。

ただし、台湾にとって、時に忌まわしい記憶さえ想起させるような、負の遺産としての側面を持つ植民地建築が、なぜ現在まで継承され、台北市の街並みを形成するに至っているのだろうか。そこで本論では、古蹟指定された日本統治期の建築物に着目をする。古蹟とは台湾の文化資産保存法によれば、「人類が生活の必要性から建設した、歴史的、文化的、芸術的価値を持つ建物および付属施設」の

ことであり、日本における国宝や重要文化財にあたる^[1]。2023年10月現在、台北市には198件の古蹟が存在し、そのうちの141件が日本統治期に建てられたものである^[2]。件数からもわかる通り、日本統治期の建物は台湾における歴史的、文化的、芸術的価値を代表する建物となっている。

文化研究者の米山リサは、「公式の『歴史』は権力の所産であり、文化的エリート、入植者、支配諸階級に属するその他の人々の観点から書かれたものと見なされている^[3]」と述べている。国や市に登録される文化財や古蹟にも、同じことが言えるだろう。これら権力者によって価値が認められ、保護される建築物には政治的・社会的思想が取り巻いている。さらにそのような建築物を活用し、市民に公開することによって、よりこの権力構造は強いものとして現れる。そうした背景を念頭に置いた場合、台湾にとって負の遺産である植民地建築が数多く古蹟登録される意味とは何なのだろうか。

本論では、古蹟の活用実体を分析することで、「公」の権力が台湾の近代建築に認めた価値の一端を考察することを目的とする。

2. 近代建築を取り巻く現状

本章では、近代建築を取り巻く現状を、建築史の中における立ち位置、台湾における近代建築が象徴するもの、文化資産保存法、の3つの視点の基づき概要を述べる。

[1] 古蹟の定義については2016年7月27日に改定された「文化資産保存法」第三条より。文化資産保存法(修正日期:民國105年07月27日) <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0170001> (最終閲覧2023年10月23日)

[2] 文化部文化資産局「國家文化資産網」<https://nchdb.boch.gov.tw/assets/advance-search?limit=12&offset=0&query=%7B%22assetsClassifyType%22:null,%22gov-InstitutionCode%22:null,%22belongCity%22:%221%22,%22classifyCode%22:%5B%221.1%22%5D,%22assetsClassifyCode%22:%5B%221.1.1%22,%221.1.2%22,%221.1.3%22%5D,%22buildingYearCode%22:%5B%2217%22,%2218%22,%2219%22,%2220%22%5D,%22assetsTypeCode%22:%5B%5D,%22belongCity-Id%22:null%7D&sort=id&order=desc&classifyCode=1.1> (2023年10月25日最終閲覧) より

[3] 米山リサ(2005)『広島 記憶のポリティクス』小沢弘明,小沢祥子,小田島勝浩訳,岩波書店, p.36

2-1. “建築史”における近代建築の立ち位置

前章において、日本統治期に建てられた台湾の建築物を「植民地建築」と称したが、日本において同時期の建築物は「近代建築」と呼ばれている。建築家の三船によると、近代建築は「一般的には明治、大正、昭和初期(戦前)に建てられた洋風のスタイルを持つ建築。…西欧文明による影響が現れた建築のことで、和洋折衷様式の建築や洋館のこと^[4]」を指している。

上記において、日本統治期(1895-1945年)に建てられた建築物はすべて近代建築とすることができる。そのため本論では、日本、台湾ともに日本統治期にあたる年代に建てられた建築物を総称して「近代建築」と呼ぶことにする。

ここで、両都市の近代建築が持つ歴史的意味合いを考察する。東京都における近代建築は、西洋文明の現れであると同時に、日本において建築家という職業が誕生したスタート地点であった。これは、日本における“近代建築史”のスタート地点とも言い換えられよう。実際、そのスタート地点に立っていたのは東京駅等を設計した辰野金吾(1854-1919年)に代表される建築家であり、台湾における日本統治初期の時代にあたる。この時代は、西洋建築の教育を受けた建築家による、古典主義の系譜にある建築物が多く建てられていた。

続く第二世代と呼ばれる建築家の中で、伊東忠太(1867-1954年)に代表される建築家が日本で活躍、森山松之助(1869-1949年)等は台湾で活躍した。さらに彼らの弟子世代にあたる第三世代には、岡田信一郎(1883-1932年)等がいる。本論が対象にする時代の中心に位置するのは、この第二、第三世代にあたる建築家である。第一世代が西洋建築の習得と習熟を目指した後、第二世代ではアメリカやアジアへ目を向けた建築物が増えてくる。このような流れを受け、東京都、台湾ともに近代建築が建てられていった。

[4] 三船康道(2000)『《総説》今、なぜ近代建築か?』東京の近代建築, 地人書館, p.6

2-2. 台湾の近代建築が象徴するもの

台湾において近代建築は、植民地期の「負の歴史」としての象徴である一方で、インフラ整備や産業発展、環境衛生の改善等、「発展の歴史」としての象徴の二面性を持つ。

例えば、古蹟保存を研究する王新衡は、台湾に限らず中国や韓国など、当時日本に建てられた植民地建築を「帝国主義の高圧的な統治と経済的搾取のシンボル^[5]」と表現した。その一方で「植民地期遺産から台湾の戦後経済発展の象徴^[6]」とも述べており、植民地建築の二面性が指摘されている。

2-3. 文化資産保存法

近代建築などの歴史建築を残す際、重要になるのが、日本の文化財保護法や台湾の文化資産保存法といった法律である。特に近代建築においては「保存」と「活用」の解釈が重要となる。本項では、台湾の文化資産保存法について「保存」と「活用」を検討する。

台湾の文化資産保存法は、日本の文化財保護法を参照して制定された。文化資産保存法における目的は、制定当初の1982年の段階では「文化資産の保存」が目的の一部であった。ところが、2005年には「文化資産の保存と活用」が目的の一部となっている^[7]。一方、日本の文化財保護法の「活用」解釈が拡張し、明文化されたのは2015年である^[8]。つまり、台湾では法的に、日本よりも10年早い段階で「活用」を意識した文化資産の継承を考慮していることがわかる。

さらに、台湾の行政院は2002年より「挑戦2008国家重点発展計画」に基づき「文化創意産業」を推進した。「文化創意産業」とは、産業関連の近代建築を活用し、文化・芸術的発信の拠点とする計画で

[5] 王新衡(2014)「植民地期の近代化産業遺産群の変容と価値保全に関する研究:台湾・旧台南州における近代製糖業関連遺産を中心に」東京大学工学系研究科都市工学専攻博士論文, p.5

[6] 前掲書(5), p.407

[7] 文化部(2017)「文化資産保存法修正条文対照表」『文化資産保存法施行細則部分条文修正總説明』, p.2

[8] 文化庁文化財部伝統文化課(2015)「平成26年度文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業 文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」ランドブレイン株式会社, p.2

ある。このように、台湾では文化資産保存法による法整備が整う以前から、近代建築の活用に積極的な姿勢がとられていた。

では近代建築の活用に早い段階から取り組んでいた台湾の現状を次章で見ていくこととしよう。

3. 台北市における古蹟の活用現状

今回分析する建築物は、日本統治期に台北市で建てられ、古蹟指定されている136件(国定12件、市定124件)の建築物である^[9]。

3-1. 古蹟指定年

日本統治期の建築物については、1991年から古蹟指定が行われてきた。1991年から2023年までを5年刻みに整理すると、1996-2000年までに指定された建築物が54件と突出して多くなっている。次いで多いのは、2006-2010年に指定された建築物24件である。1996-2000年までに指定された建築物が多くなる一つの理由として、1980年代末から李登輝政権下で高揚した「台湾本土化運動」によるものだと考えられる。

「台湾本土化運動」は、中華文化を唯一のアイデンティティとするのではなく、台湾の文化や歴史への理解をさらに深め、先住民文化や日本統治期なども含めたすべての文化や歴史を台湾のアイデンティティの一部とする考え方である。このような「台湾本土化」に後押しされるような形で、日本統治期の建築物が持つ価値が目立つようになったことを背景に、1996-2000年間における近代建築の古蹟指定件数が急増した。

[9] 前掲書(2) 本論では、内部空間と外部空間が分かれており、天井、壁、床が最低限存在する建築物を対象を限定した。そのため、大稻埕圓環防空蓄水池(貯水池)、臺北監獄圍牆遺蹟(石壁のみ)、北投不動明王石窟(壁なし)、興福庄建塚記念碑(内部空間なし)、延平基督教會(日本統治期以降に再建)の5件を本分析から除外している。また、本分析は2023年10月23日現在のものである。

3-2. 活用分類

本分析の対象建築物136件のうち、99件、73%が現在も活用されていた。残りの37件のうち、改修中の建築物が11件、未活用の建築物が17件、その他(調査中や再利用計画が発表されているもの)は9件に及んだ。未活用建築物は、2020年以降古蹟指定され、今後改修が期待されるものから、15年以上未活用の建築物も存在している。

3-3. 改修分類

改修方法について分類したところ一番多い改修方法として「コンバージョン^[10]」が136件中53件、39%の割合を占めている。なお、本稿では、改修記録があり、用途変更が明らかに認められる建築物を「コンバージョン」として分類している。次いで多い改修方法が「リノベーション」であり、22件、16%を占めていた。

3-4. コンバージョン後の用途分類

なお本論では、近代建築の改修方法としてコンバージョンに着目した。コンバージョンは改修により、用途変更をしたうえで建築物を継承する改修方法である。さらに、コンバージョンするにあたり、既存建築への手の加え方や用途変更の意図や運用方法、新築ではない建築への価値をどこに見出しているのか等、多くの視点を得ることができる。

古蹟登録されており、かつコンバージョンされた建築物53件について、改修後の用途は文化施設(3-5項で詳述)が37件と70%を占めており、一般の人々も利用できる公共的な活用がなされている。これは既存建築を改修し、文化・芸術の拠点とする「文化創意産業」の流れを汲んだ結果といえる。台湾における文化創意産業とは、「様々な芸術、メディア、コンテンツ、デザイン分野で、文化を中心に多様な経

[10] 小林克弘、三田村哲哉、角野渉(2013)『建築転生 世界のコンバージョン建築II』鹿島出版会, p12 を参照している。コンバージョンの正確な定義(改修の程度や既存建築の残存度合等)は定められていないため、本論では筆者による定義づけの範囲内で使用している。

済を創出し、それをビジネス化するもの^[11]」である。つまり新築の文化施設を建設し、文化創意産業の拠点とするのではなく、既存の近代建築を改修し、活用することが台湾の文化創意産業の特徴となっている。

3-5. コンバージョン後の用途 文化施設の内訳

さらに、コンバージョン後の用途として、文化施設に改修された建築物37件のうち、歴史を中心に展示している建築物が15件と41%を占めている。歴史展示のなかには、既存建築が持つ歴史を年表で紹介しているものから、産業の歴史、台湾が持つ歴史等さまざまである。

共通しているのは、当の既存建築が経験してきた歴史を展示の中心としている点である。つまり、新築の建築からは生まれえない、既存建築が持つ歴史を活用しながら、新たな価値を付加した例である。次いで多いのは、芸術文化を中心に展示が行われている建築物であり、7件と19%を占めている。なお、芸術文化を中心に展示が行われている建築物とは、既存建築が持つ歴史的な文脈に関わらず、アーティストが展示や公演を行うことができる建築物を指している。ギャラリーや舞台貸出も行っており、利用方法については柔軟な施設が多い。博物館では、国立台湾博物館土銀展示館(古生物館)^[12]のように化石展示や既存建築の修復過程、既存建築に関する展示等が幅広く展示されており、他用途と比較して大規模な施設となっている。

3-6. 古蹟の活用現状におけるまとめ

これまで日本統治期に建てられた古蹟に関し、どのような改修方法がなされ、どのような用途として利用されているのかについて、現状をまとめた。

[11] 簡佑丞(2019)「台湾における近代化遺産の保存と活用について/台湾近代産業遺産の保存和再利用」東京文化財研究所保存科学研究センター近代文化遺産研究室編『台湾における近代化遺産活用の最前線/台湾近代化遺産活用最線』, p.38

[12] 国立台湾博物館「古生物館」https://www.ntm.gov.tw/exhibitionlist_182.html (最終閲覧2023年10月23日)

上述の通り、台北市では多くの日本統治期の近代建築が活用され、継承されていることは明らかである。継承方法として、コンバージョンが選択されていることから、今日的な意義を持つよう改修がなされ、利用されていることがわかる。さらにコンバージョンされた建築物の多くは既存建築が持つ歴史を展示内容にも組み込んでおり、既存建築が持つ歴史や建築的特徴を知ることができる。

しかし、本論で対象にしている建築物は古蹟であり、展示において語られる歴史は「公」による歴史であるという点を忘れてはならない。「公」により語られる歴史には、社会的・政治的思想がつきまとう。古蹟を文化施設へとコンバージョンすることで、どのような権力構造が見られるのだろうか。

4. 近代建築の活用から見える「台湾文化」とは

前章で分析したように、台北市は東京都と比較しても、近代建築が都市部の景観を構成する、特異な都市である。さらに近代建築は竣工当時の姿を維持するのではなく、コンバージョンによって新たな価値を付加され、多くの人々が利用できる建築物へと変化を遂げてきた。このように現在の台北市では、日本統治期に建てられた建築物の多くが現在まで継承され、現在の街並みが形成されるに至っている。

また、台湾では、1993年に鉄道扇形機関車庫の取り壊し計画が発表されたことをきっかけに、近代建築の保存運動が興隆していく。このような保存運動も一因となり、近代建築の価値が徐々に認められていった。

このような動きの背景には、台湾の文化創意産業が大きく関わっている。台湾は2002年にWTO(世界貿易機関)へ加盟したことから、世界自由貿易体制の中で、経済構造の転換が図られた。また、その中で多くの工場が営業停止になったことから、未活用の工場やその他建築物を文化創意産業の拠点として活用することが計画された。背景には、当時ヨーロッパで興隆していた文化創意産業(Cultural and

Creative Industries)がある。台湾の文化建設委員会が文化創意産業に注目し、台湾においても推進されることとなった。そして2012年からは台北市都市再生局が、一連の古い街並みの保存と活用を促進する「老屋新生大奨」活動^[13]を行っているなど、近代建築、既存建築の活用の流れは現在まで受け継がれている。

それではなぜ、近代建築の価値が認められるようになったのか。台湾の戒厳令解除後、李登輝政権下の社会では、「脱中国化」や「台湾本土化運動」が高揚していた。「台湾本土化運動」は、台湾に存在する多様な民族文化や、複雑な歴史を改めて見直し、アイデンティティ形成の拠り所とする社会の動きである。「台湾本土化運動」を通じたアイデンティティ形成の拠り所として、親日的姿勢の李登輝政権下では、自ずと日本統治期も注目された。その結果、近代建築の再評価が行われ、古蹟登録を行う動きが広がっていった。第三章で分析した古蹟登録件数の推移についても、単に近代建築の価値が認められたというだけでなく、台湾のアイデンティティ形成といった社会の動きが背景にある。

一方、台湾と同様に日本による植民地期を経験した韓国では、日本統治期に建てられた近代建築の多くは建て壊され、現存していない。理由の一つとして、歴史学者の川島真は「正義」の論理における過去の清算について、「韓国における『過去』が日本統治期に及ぶのに対して、台湾では主に国民党統治時代が対象^[14]」であると述べている。川島のこの主張は、日本の近代建築に対して述べられたものではない。しかし、このような「過去の敵」をどこに設定するのか、と考えた際、韓国においては日本が敵であり、非難の対象であった。そのため、近代建築も非難の対象となり、建て壊される一因となった。

他方、文化政策学者の根木(2001)は、「文化は、本来民族性・属地性の強いものであり、国や民族のアイデンティティの根幹を形成する

[13] 台北市都市更新処「老屋新生大奨」<https://www.taipeiface.com/2023/>(最終閲覧2023年11月3日)

[14] 川島真(2020)「東アジアの歴史認識問題の共通性と多様性 日中・日台関係からの考察」アジア研究 Vol. 66 No. 4, p.65

もの^[15]と述べている。この論を援用するのであれば、台湾で近代建築が改修され、文化拠点の場とされた理由は、台湾の人々が自分たちのアイデンティティを形成するための一つの過程に他ならない。台湾で1987年に自由化がなされる以前、日本や中華民国に統治されていた台湾には歴史・文化的な拠り所がなかった。そこで、近い「過去の敵」である国民党時代ではなく、日本統治期に歴史・文化的な拠り所が求められたと考えられる。

しかしその拠り所を日本統治期に設定し、古蹟登録という方法で台湾の人々に示したのは他ならぬ台湾政府である。つまり、「公」の権力によって、台湾の人々のアイデンティティ形成の根幹となる文化・歴史の拠り所として、日本統治期が設定されたのだ。同時期、国交回復や経済転換を求められていた台湾、親日的姿勢の李登輝政権下において、文化・歴史の拠り所を、日本統治期に設定することは、多くの利点があった。

以上のように、「負の遺産」と「発展の歴史」としての二面性を持っていた近代建築は、「公」の権力により、継承が促されていた。理由の一つとして、近代建築が、台湾本土化運動を通し、台湾の人々のアイデンティティ形成の拠り所とされたことがあげられる。つまり、「公」の権力によって、台湾の人々が近代建築に対して肯定的な感情を抱くような後押しがされたのだ。

以上のように、本論では、台北市の古蹟に着目し、権力構造を考察してきた。このような台湾の近代建築に関する先行研究は数自体も少ないが、建築学の視点からのみの研究や産業遺産を扱ったものが多く、近代建築を継承する根本的な意味や、コンバージョンという選択をしてまで残す意味を掘り下げた研究はいまだ存在しない。本論では古蹟活用の実体に着目することで、台湾の社会的背景との関係やアイデンティティ形成、古蹟活用にある権力構造の一端を考察することができた。

[15] 根木昭(2001)『日本の文化政策〈文化政策学〉の構築に向けて』勁草書房, p.30

5. 今後の展望

近代建築の継承・活用から「公」による権力が作り出した歴史や、近代建築の担っていた意味がどのように変遷していったのかを明らかにするために、修士研究では文化施設へ改修された建築物に着目する。対象の文化施設において、近代建築においてはどのような「公」の歴史が語られているのか、展示方法や展示文章から明らかにしていく。

今や日本統治期に建てられた近代建築は、日本統治期の歴史以上に、その後の歴史を長く経年してきた。「公」により設定されたアイデンティティ形成の拠り所としての近代建築を、今の台湾の人々はどのようにまなざしているのだろうか。このまなざしを、サイドのオリエンタリズムを用いて読み解くことで、近代建築がもつ権力構造や政治的・社会的思想を明らかにする。

(なかむら・はるか 都市イノベーション学府博士課程前期・都市地域社会専攻)

参考文献

- 1 大川三雄、川向正人、初田亨、吉田綱市(1997)『【図説】近代建築の系譜 日本と西欧の空間表現を読む』彰国社
- 2 上水流久彦(2022)「旧植民地の建築物の現在——多元的価値観の表象」『大日本帝国期の建築物が語る近代史 過去・現在・未来』勉誠出版、pp.41-53
- 3 簡佑丞(2019)「台湾における近代化遺産の保存と活用について／台湾近代産業遺産の保存和再利用」東京文化財研究所保存科学研究センター近代文化遺産研究室編『台湾における近代化遺産活用の最前線／台湾近代化遺産活用最線』、pp.20-91
- 4 王新衡(2014)「植民地期の近代化産業遺産群の変容と価値保全に関する研究：台湾・旧台南州における近代製糖業関連遺産を中心に」東京大学博士論文
- 5 黄俊銘(2019)「台湾における近代化遺産の保存活用の展開／台湾近代産業遺産保存活用的展開」『台湾における近代化遺産活用の最前線 台湾近代化遺産活用最線』、p.10
- 6 李乾朗、俞治萍(2022)『古蹟入門 増訂版』遠流出版事業股份有限公司、pp.236-239
- 7 洪孟啟(2022)「從文化到文創 迎向數位、佈局全球的文化政策與文創產業」時報文化出版、pp.127-160
- 8 夏學理(2011)「綜論」『文化创意産業概論』五南、pp.9-52